

## 大阪市人権啓発推進協議会開催要綱

### (目的)

第1条 人権啓発その他の本市の人権施策の円滑かつ効果的な推進を目的として、各区において人権啓発等の活動を行っている団体との意見交換及び連絡調整を行うため、大阪市人権啓発推進協議会（以下「市協議会」という。）を開催する。

### (委員)

第2条 市協議会に参加する委員は、各区の人権啓発推進協議会（以下「区協議会」という。）を代表する者その他市民局長が適當と認める者とする。

### (会長及び副会長)

第3条 市協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、区協議会を代表する者である委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、区協議会を代表する者である委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、市協議会の会議を主宰する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 会長及び副会長は、再任されることができる。
- 8 会長及び副会長の任期が満了したときは、当該会長及び副会長は、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

### (庶務)

第4条 市協議会の庶務は、大阪市人権啓発・相談センターにおいて処理する。

### (細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、市協議会の運営に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。